

青森県報

第七百二十一号

令和六年
二月七日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四
- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……六

公 告

- 右 同……………(同) ……六
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……六
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……七
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……七

告 示

示

青森県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年二月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	廃 止 日
清藤歯科	つがる市木造清水二二	令和 五・三・三
うきす調剤薬局	つがる市木造浮巢四五の二	〃
加藤レディースクリニック	つがる市木造赤根一三の一四三	五・六・三

倉田医院	弘前市大字元寺町一八	五・二・三〇
宮沢歯科医院	三戸郡南部町大字斗賀字上明戸一四	〃

青森県告示第六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年二月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日
清藤歯科	つがる市木造清水二二	令和五・四・一
うきす調剤薬局	つがる市木造浮巢四五の一	〃

青森県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年二月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

事業所	事業所		指定年月日
	名称	所在地	
大鰐町	主たる事務所の所在地	南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒	令和六・二・一
大鰐町	名称	大鰐町訪問看護ステーション	
	所在地	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田四〇の四	

青森県告示第六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年二月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	居宅介護事業者		変更年月日
	名称	所在地	
変更前	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市猿賀南田九六の三	令和五・二・六
変更後	平川市柏木の藤山一六	平川市猿賀南田九六の三	
区分	居宅介護事業の種類		変更年月日
	名称	所在地	
変更前	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市猿賀南田九六の三	令和五・二・六
変更後	平川市柏木の藤山一六	平川市猿賀南田九六の三	

青森県告示第六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年二月七日

青森県知事 宮下 宗一郎

変更後	変更前
株式会社 フアーマ みらい	株式会社 東都世田 谷区代沢 一丁目二 の二
東京都中央 区八重洲 二丁目二 の二	東京都中央 区八重洲 二丁目二 の二
介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導
共創未来 しんまち 薬局	共創未来 しんまち 薬局
むつ市新町 一〇の一 二	むつ市新町 一〇の一 二
〃	〃

変更後	変更前	区分
社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	名称
平川市猿 賀三丁目 九六の六	平川市猿 賀三丁目 九六の六	主たる事 務所の所 在地
訪問型 サービス	訪問型 サービス	介護予 防・日常 生活支 援の種 類
社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	名称
平川市猿 賀三丁目 九六の六	平川市猿 賀三丁目 九六の六	所在地
令和 五・二・ 六		変更 年月日

青森県告示第六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年二月七日

青森県知事 宮下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	名称
平川市猿 賀三丁目 九六の六	平川市猿 賀三丁目 九六の六	平川市猿 賀三丁目 九六の六	平川市猿 賀三丁目 九六の六	平川市猿 賀三丁目 九六の六	平川市猿 賀三丁目 九六の六	主たる事 務所の所 在地
通所型 サービス	通所型 サービス	通所型 サービス	通所型 サービス	通所型 サービス	通所型 サービス	介護予 防・日常 生活支 援の種 類
社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	名称
平川市猿 賀三丁目 九六の六	平川市猿 賀三丁目 九六の六	平川市猿 賀三丁目 九六の六	平川市猿 賀三丁目 九六の六	平川市猿 賀三丁目 九六の六	平川市猿 賀三丁目 九六の六	所在地
令和 五・二・ 六		令和 五・二・ 六		令和 五・二・ 六		変更 年月日

青森県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年二月七日

青森県知事 宮下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名称	居宅介護支援事業者
社会福祉法人平川市社会福祉協議会	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市猿賀南田九六の三	平川市猿賀南田九六の三	名称	居宅介護支援事業者
平川市柏木町藤山一六の一	平川市猿賀南田九六の三	平川市猿賀南田九六の三	平川市猿賀南田九六の三	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業者
社会福祉協議会	社会福祉協議会	平川市猿賀南田九六の三	平川市猿賀南田九六の三	名称	居宅介護支援事業所
社会福祉協議会	社会福祉協議会	平川市猿賀南田九六の三	平川市猿賀南田九六の三	所在地	居宅介護支援事業所
社会福祉協議会	社会福祉協議会	平川市猿賀南田九六の三	平川市猿賀南田九六の三	変更年月日	令和五・二・六

青森県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年二月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
清藤有則	つがる市木造清水二二	清藤歯科	つがる市木造清水二二	令和五・三・三
居宅介護事業の種類		居宅介護の種類		
居宅療養管理指導		居宅療養管理指導		

青森県告示第七十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年二月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	廃止年月日
清藤歯科	つがる市木造清水二二	令和五・三・三
加藤レディースクリニック	つがる市木造赤根一三の一四三	令和五・六・三

青森県告示第七十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年二月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定年月日
うきす調剤薬局	つがる市木造浮巢四五の二	令和五・四・一

青森県告示第七十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年二月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名称	居宅介護事業者
株式会社 ファミリー みらい	株式会社 ファミリー みらい	社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
東京都中央 区八重洲二 丁目二の一	東京都世田 谷区代沢五 丁目二の一	平川市柏木 の藤山一六	平川市猿賀 南田九六の 三	所在地	居宅介護 事業所
居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	地域密着 型通所介 護	地域密着 型通所介 護	名称	居宅介護 事業所
共創未来 しんまち 薬局	共創未来 しんまち 薬局	社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会 密着型 通所介 護事業所	社会福祉 法人平川 市社会福 祉協議会 密着型 通所介 護事業所	所在地	居宅介護 事業所
一〇の一 二	一〇の一 二	平川市碓 関三笠山一 二〇の一	平川市碓 関三笠山一 二〇の一	年月日	変更 年月日
五・三・二	五・三・二	令和 五・二・六	令和 五・二・六		

青森県告示第七十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による

る生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年二月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	
		名称	介護予防事業者
株式会社 ファミリー みらい	株式会社 ファミリー みらい	主たる事務 所の所在地	介護予 防事 業の種 類
東京都中央 区八重洲二 丁目二の一	東京都世田 谷区代沢五 丁目二の一	所在地	介護予 防事 業所
居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	名称	介護予 防事 業所
共創未来 しんまち 薬局	共創未来 しんまち 薬局	所在地	介護予 防事 業所
一〇の一 二	一〇の一 二	年月日	変更 年月日
五・三・二	五・三・二		

青森県告示第七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年二月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
社 会 福 祉 法 人 平 川 市 社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 法 人 平 川 市 社 会 福 祉 協 議 会	名 称	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
平 川 市 柏 木 一 丁 目 藤 山 一 六	平 川 市 猿 賀 三 南 田 九 六 の	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
サ ー ビ ス 型	訪 問 型	類 別	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 の 種 別
平 川 市 柏 木 一 丁 目 藤 山 一 六	社 会 福 祉 法 人 平 川 市 社 会 福 祉 協 議 会	名 称	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
平 川 市 柏 木 一 丁 目 藤 山 一 六	平 川 市 猿 賀 三 南 田 九 六 の	所 在 地	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
令 和 五 ・ 二 ・ 六	令 和 五 ・ 二 ・ 六	変 更 日	令 和 五 ・ 二 ・ 六

青森県告示第七十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年二月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

変更後	変更前	区 分	
社 会 福 祉 法 人 平 川 市 社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 法 人 平 川 市 社 会 福 祉 協 議 会	名 称	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
平 川 市 柏 木 一 丁 目 藤 山 一 六	平 川 市 猿 賀 三 南 田 九 六 の	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
サ ー ビ ス 型	通 所 型	類 別	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 の 種 別
平 川 市 猿 賀 三 南 田 九 六 の	社 会 福 祉 法 人 平 川 市 社 会 福 祉 協 議 会	名 称	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
平 川 市 猿 賀 三 南 田 九 六 の	平 川 市 猿 賀 三 南 田 九 六 の	所 在 地	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
令 和 五 ・ 二 ・ 六	令 和 五 ・ 二 ・ 六	変 更 日	令 和 五 ・ 二 ・ 六

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年二月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ青森三内店
青森市大字三内字玉作一の三外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社沼田建設
青森市古館一丁目一〇の一
代表取締役 沼田智光
- 三 青森市の意見の概要

変更後	変更前	変更後	変更前
社 会 福 祉 法 人 平 川 市 社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 法 人 平 川 市 社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 法 人 平 川 市 社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 法 人 平 川 市 社 会 福 祉 協 議 会
平 川 市 柏 木 一 丁 目 藤 山 一 六	平 川 市 猿 賀 三 南 田 九 六 の	平 川 市 柏 木 一 丁 目 藤 山 一 六	平 川 市 猿 賀 三 南 田 九 六 の
通 所 型	通 所 型	通 所 型	通 所 型
社 会 福 祉 法 人 平 川 市 社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 法 人 平 川 市 社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 法 人 平 川 市 社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 法 人 平 川 市 社 会 福 祉 協 議 会
平 川 市 猿 賀 三 南 田 九 六 の	平 川 市 猿 賀 三 南 田 九 六 の	平 川 市 猿 賀 三 南 田 九 六 の	平 川 市 猿 賀 三 南 田 九 六 の
令 和 五 ・ 二 ・ 六	令 和 五 ・ 二 ・ 六	令 和 五 ・ 二 ・ 六	令 和 五 ・ 二 ・ 六

- 1 建設工事や営業に伴う騒音等について、周辺住民や施設に不安を与えないよう、事前に説明会の開催やチラシの配布等の方法による周知に努めること。
- 2 当該施設周辺の道路に交通渋滞が発生しないよう、十分な対策を講じること。
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律をそれに係る関係省令及び青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。
- 4 青森市事業系一般廃棄物の減量化等に係る指示に関する要綱の規定により、事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、減量化及び資源化に努めること。
- 5 定格出力が七・五キロワット以上の送風機（換気ファンや室外機の送風機部分等）や、燃料消費量が十五リットル毎時以上の灯油等のボイラー等を設置する場合は、騒音規制法や青森県公害防止条例に基づく届出が必要であるため、届出を要する設備を設置する場合は、規制基準を遵守すること。
- 6 重機等による除排雪を行う場合は、発生する騒音により周辺地域の生活環境を悪化させないように、実施方法や時間帯等について十分配慮すること。
- 7 廃棄物の保管については、記載事項の他に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準を遵守すること。
- 8 廃棄物の処理を委託する際には、廃棄物の種類により、それぞれ産業廃棄物処理業者（収集運搬、処分）、一般廃棄物収集運搬業者（収集運搬、処分）に委託する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める委託基準を遵守し適正に処理を行うこと。
- 9 廃棄物の種別について、「金属製廃棄物等」、「ガラス製廃棄物等」及び「プラスチック製廃棄物等」については産業廃棄物に該当し、その他の物については一般廃棄物に該当することに留意すること。
- 四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要
意見書の提出なし
- 五 意見書の縦覧
- 1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所
- 2 期間
令和六年二月七日から同年三月七日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭